

所得税のきほん

～ 一時所得 ～

一時所得とは？

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や、資産の譲渡の対価としての性質を持たない一時の所得のことです。

- (例) ・ 生命保険（共済）の一時金、または損害保険（共済）の満期返戻金
・ 懸賞の賞金品
・ 競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為の場合は雑所得）
・ 遺失物拾得者や埋蔵物発見者が受ける報労金

一時所得の税額の計算方法

1. 総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額（※）＝一時所得の金額


（※）特別控除額とは

総収入金額－収入を得るために支出した金額＝50万円未満の時→その金額
＝50万円以上の時→50万円

2. 一時所得の金額×1/2＝一時所得として課税される金額

3. 一時所得として課税される金額を、他の所得と合算して総所得金額を求めた後、納付税額を計算

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金を受け取ったときは保険料の負担者、受取人が誰であるかによって課される税金の種類が変わるので注意が必要です。

〈保険料の負担者〉	〈保険金受取人〉	〈税金の種類〉
A	A	Aに所得税 
A	B	Bに贈与税

CHECK

受取人に所得税が課される時、保険金の受領方法によって所得の種類も変わります。

- ① 満期保険金を一時金で受領した場合→一時所得
- ② 満期保険金を年金で受領した場合→雑所得

※令和6年12月現在の法令による

吉川和章税理士事務所



054-255-1872

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！